

坂東市地域公共交通会議条例

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、坂東市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 交通会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (2) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

(会長及び委員)

第3条 交通会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長又はその指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、19人以内とし、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者
 - (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
 - (4) 茨城県ハイヤー協会の代表
 - (5) 社団法人茨城県バス協会の代表
 - (6) 市民又は利用者の代表
 - (7) 茨城運輸支局長又はその指名する者
 - (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
 - (9) 道路管理者、茨城県警察、学識経験を有する者
 - (10) その他市長が必要と認める者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員の再任は、妨げない。

(会議)

第 4 条 交通会議の会議(以下この条において単に「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 交通会議の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

2 交通会議は、地域公共交通に関する相談、苦情その他の事項に対応するため、企画部企画調整課を連絡及び通報の窓口とする。

(協議結果の取扱い)

第 6 条 関係者は、交通会議において協議が調った事項を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

(坂東市コミュニティバス検討委員会条例の廃止)

2 坂東市コミュニティバス検討委員会条例(平成 17 年坂東市条例第 177 号)は、廃止する。